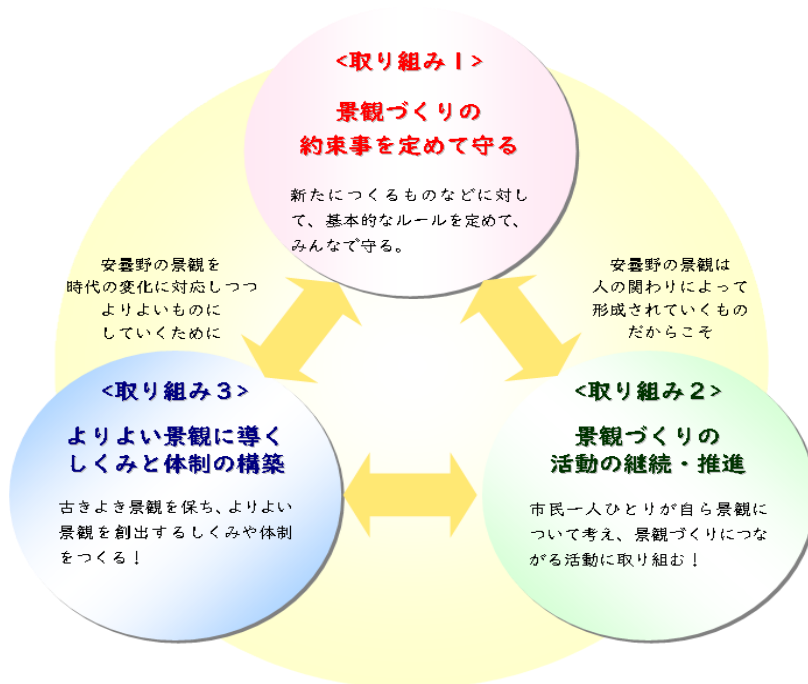


令和 7 年度 景観施策について

1 基本方針

景観計画で定める「景観づくりの取り組み 3 本柱」に基づき、条例の運用や緑のまちづくり事業等を継続して実施するとともに、さらなる情報発信や関係者との連携に関する取り組みを展開していきます。



2 具体的な取り組み

(1) 景観づくりの約束事を定めて守る

① 条例の適正な運用

- ・建築物や広告物の形態などのコントロールを図るため、景観計画に定める景観づくりの基本基準に沿って、景観条例及び屋外広告物条例の適正な運用を行います。
- ・景観条例では、景観づくりガイドラインで推奨している緑化率を届出に記載することで緑化率の達成を促します。
- ・屋外広告物条例では、令和 5 年 10 月 1 日から安全点検が義務化されましたが、より実効性の高いものにするため、昨年度中に施行規則を改正し、令和 7 年 10 月 1 日に施工されることとなります。

② 景観計画の見直し

- ・令和 8 年に、景観計画（第 2 期）を施行してから 5 年が経過することから、景観計画の中間見直しを行います。（会議事項(2)で説明）

③ 広報の実施

- ・市民の景観計画に関する認知度を向上させるため、前年度まで実施してきた広報誌や X（旧 Twitter）への掲載による情報発信を継続して実施します。

(2) 景観づくりの活動の推進と継続

① 景観住民協定に対する支援の実施

- ・景観住民協定の組織の継続を支援するため、住民協定連絡会の運営（総会や視察研修）や活動への補助金交付事業を継続して実施します。
- ・景観住民協定の組織や活動について広く市民へ周知するため、広報誌へ掲載します。
- ・協定の認定から年数が経ち協定看板が老朽化してきたことから、看板の補修工事や不要となった看板の撤去等を行います。

② 安曇野環境フェアへの出展

- ・景観への関心を高めるため、安曇野環境フェアにおいて、景観づくりに関する取り組み（景観計画や緑のまちづくり事業）の情報発信を行います。

(3) よりよい景観に導くしくみと体制の構築

① 緑のまちづくり事業（記念樹配布・生垣設置補助）の実施

- ・住宅地の緑化を推進するため、記念樹配布事業（子どもの誕生と住宅の取得が対象）及び生垣設置補助事業（設置費用の 1/2、上限 5 万円）を継続して実施します。
- ・事業広報については、市広報への掲載や対象者への個別案内を行うとともに、その方法としてナッジ（行動科学の知見や理論に基づくアプローチ）を活用し、申請率の向上に努めます。
- ・生垣設置補助要綱の施行期間が令和 7 年度で終了するため、継続も含めた補助要綱改正等の検討を行います。
- ・土地利用条例の開発関連協議書に緑のまちづくり事業の案内を載せ、事業者を通じて緑のまちづくり事業の周知を行います。また、市民だけでなく、事業者へ案内を行うことで、一般住宅以外の事業所等でも緑化を推進していきます。（事業所では主に生垣設置等補助金が対象となります。）